

【創業3年以上の方】

～ 新商品・新技術・新サービスを開発し、事業化へ挑戦する方へ～

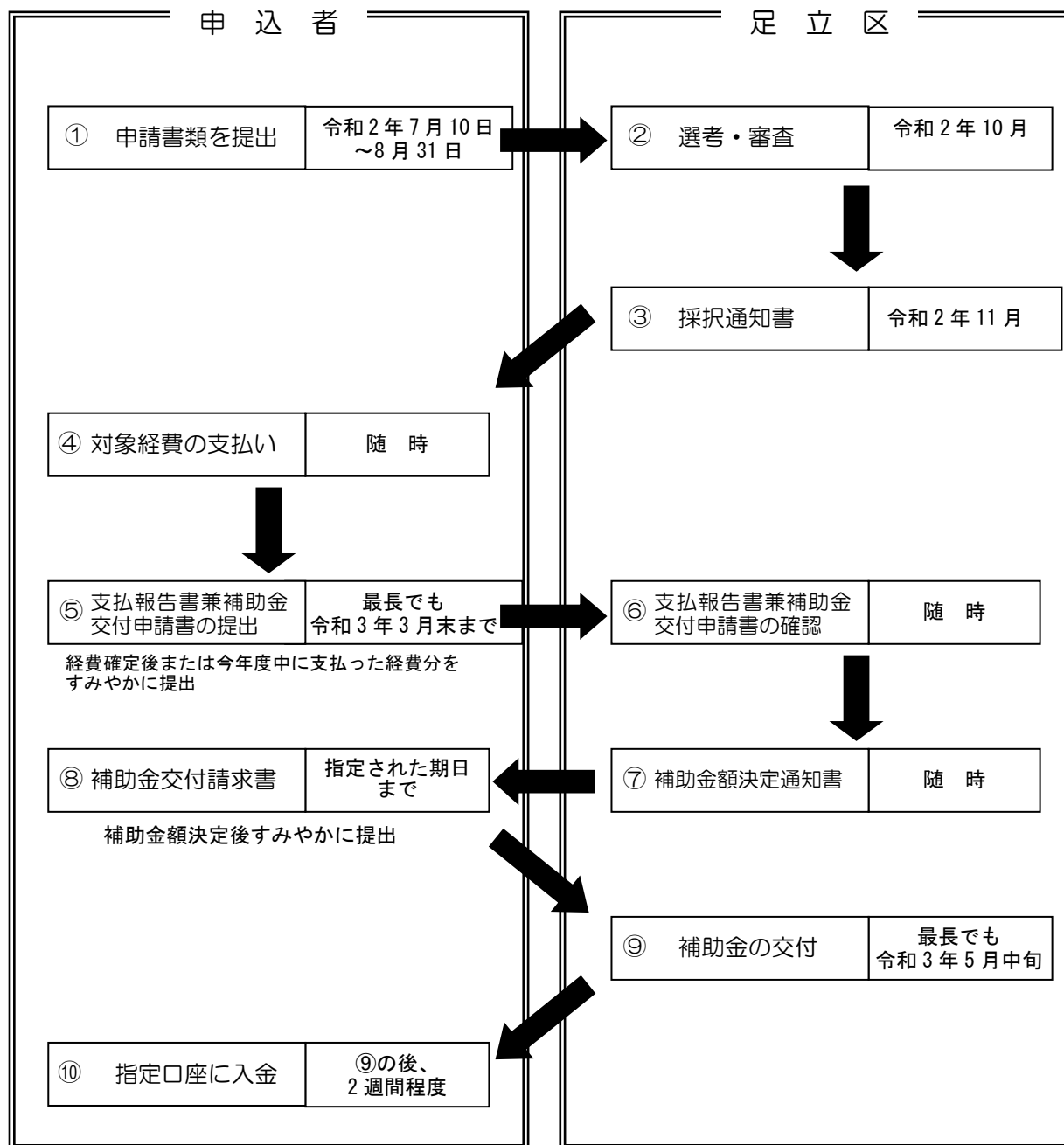
新製品・新事業開発補助金

**新型コロナウイルス感染症対策に資する開発
を行う場合は、審査の際に加点があります**

令和2年度
(募集要項)

足立区産業経済部
企業経営支援課イノベーション推進担当

～ 申請から補助金交付までの流れ ～



上記は、おおまかな「流れ」を示したものです。

日程は予定であり、変更の可能性があります。

事業内容によっては書類の提出時期などが異なりますので、次頁以降をよくお読みください。

1 募集のご案内

足立区では、新しい製品・技術・サービス等を開発または改良し、新たな分野への展開を図る事業者を応援するため補助金事業「新製品・新事業開発補助金」を実施します。

この補助金は、区内産業の活性化を目的として、優れたアイデアを持つ事業者が新たな事業を実現するために必要とする開発等の経費の一部を補助するものです。

2 補助対象事業及び交付額

【試作品開発コース】

〔試作品から実用化まで2年以上に渡って新製品化に向けて取り組み、初年度に試作品の開発を行う事業〕

新しい機能を付加した製品や新しい製造技術等に関するハード面の研究開発で、試作品の設計、製作、評価試験等が対象です。

【実用製品化・新事業提案コース】

・実用製品化コース

〔単年度で試作品開発から実用製品化まで取り組む事業〕

〔前年度以前に試作品が完成し、実用製品化に向けて取り組む事業〕

試作開発段階が終わり、製品や技術そのものの付加価値を高め、実用製品化に向けた取り組み（改良、試験評価など）に係る事業

・新事業提案コース

一定の新規性があり相当程度市場で普及していない新たなサービスを創出する事業

試作品開発コース	補助上限額：150万円 補助率1/2以内
実用製品化・新事業提案コース	補助上限額：300万円 補助率1/2以内

(一万円未満切捨て、いずれも補助率1/2以内)

※上記のいずれのコースでも「新型コロナウイルス感染症対策に資する開発を行う場合」は、その旨を「様式第3号事業計画説明書」に記入してください。

3 申込要件

次の(1)～(6)の全てに該当する方が、新製品・新事業開発補助金申請を行うことができます。

(1) 足立区内に本社及び主たる事業所を有し、(または令和3年3月末日までに本社及び主たる事業所を足立区内に移転予定) 事業を営んでいる個人若しくは法人(※) または中小企業者を構成員とする組合で、令和2年4月1日現在、創業して3年を経過している(創業が平成29年4月1日以前) こと

※法人の場合は足立区内に本店登記があり、個人事業者は足立区内の住所で開業届出をしていること

(2) 国または地方公共団体等から同一の内容・事業で他の類似する補助金や助成金等の交付を受けていない、又は受ける見込みがないこと

(3) 住民税または法人税などの諸税を滞納していないこと

(4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと

(5) 暴力団または、その構成員の統制の下にある団体・個人でないこと

(6) 風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律第2条に規定する風俗営業などを営む事業者でないこと

(※)「法人」とは、10頁の別表に掲げる法人を指します。

4 事業要件

次の(1)～(10)の全てに該当する事業内容であること。

- (1) 事業活動の拠点が、原則足立区内であること。または、令和3年3月31日までに足立区内に移転する予定であること
- (2) 新製品・新技術の研究開発または改良、新サービスを伴う事業で、事業対象経費が100万円以上であること
- (3) 先見性があり、かつ実現性を伴う事業であること
- (4) 試作品開発コースの場合には、採択日から令和3年3月31日までの間に成果物を完了すること
- (5) 実用製品化・新事業提案コースの場合には、採択日から令和3年3月31日までの間に事業の成果によって売上が生じる見込みのある事業であること
- (6) 最終成果物（試作品）の数量は、必要最小限の数量とすること
- (7) 公的資金で補助する事業として、社会通念上、適切と認められる事業であること
- (8) 申請書記載の開発人員及び本申請事業における成果物（試作品、機械装置、外注先の製作物等）が確認できること
- (9) 海外で発行する経理関係書類やその他文書については、日本語訳の添付が必要です
- (10) 助成対象期間中に申請要件を満たさなくなった場合、助成対象期間内であっても打ち切ることがあります

5 補助対象外事業の例

- (1) 新製品・新技術の研究開発事業の場合、研究開発の主要な部分が自社開発ではないもの
- (2) 新たなサービス創出事業の場合、構想、企画などの主要な部分を申請者が担わないもの
- (3) 事業のアイデア（構想）段階から研究開発の全部又は大部分を外注（委託）しているもの
- (4) 既存製品の模倣に過ぎないもの
- (5) 開発計画に具体性がないもの
- (6) 食料品及び医薬品の開発
- (7) 生産・量産用の機械装置・金型の導入等、設備投資を目的としているもの
- (8) 開発した試作品自体の販売を目的としているもの
- (9) 新製品等の研究開発に直接の関係が無い、又は明確に特定できない経費

6 対象経費

足立区内で行う事業のうち、下表に該当する経費が補助金の交付対象になります。(税込み)

経費区分	内 容
原材料・副資材費	<p>開発費の構成部分、研究開発の実施に直接使用し消費される原料、材料、及び副資材費の購入に要する経費 〔例：鋼材、機械部品、電気部品、科学薬品、試験用部品等〕</p> <p><注意事項> ア 試作品の一部として構成または組み込まれる部品等は、原材料・副資材とみなし、本経費区分に計上してください。 イ 購入する原材料等の数量は助成事業中に使い切る必要最小限にしてください。助成事業終了時点での未使用残存費は助成対象となりません。開発中に生じた仕損じ品やテストピース等を助成対象経費として計上する場合は、保管しておく必要があります。 ウ 残量や使用履歴がわかる書類(受払簿、任意様式)を作成し、購入する原材料等を適切に管理してください。消滅等により原材料等が後に確認できない場合は、使用状況に合わせて写真を撮影してください。 エ 量産化に向けた経費は対象ではありません。 オ 支払報告書を提出する際、どの用途で使ったか、詳細の報告が必要です(任意様式)</p>
機械装置・工具器具費	<p>当該研究開発の実施に直接使用する機械装置・工具器具等の購入、リース、レンタル、改良、据付費用に要する経費 〔例：試作品を製作するための試作金型、計測機械、測定装置〕</p> <p><注意事項> ア 試作金型に係る費用は、委託・外注費ではなく本経費に含めてください。 イ 機械装置等をリース、レンタルにより調達した場合、助成対象期間内に賃貸借契約を締結したものに限り助成対象となります。 ウ 割賦により調達した場合はすべての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。 エ パソコンやソフトウェア等汎用性のある設備の購入経費は対象外ですが、当該開発期間中であつ、助成対象期間内に支払い額が分かるリース契約の場合のみ助成対象とします。 オ 原則として機械装置等は自社もしくはグループ構成企業の所有でその企業の工場に設置するものを助成対象とします。ただし、自社もしくはグループ構成企業の所有および設置の場合、金型等当該製品の開発のみに使用されることが明らかな機械装置等はこの限りではありません。 カ 量産化に向けた機械装置等の購入に要する経費は対象ではありません。 キ 改良とは、機能を高め又は耐久性を増すために行うものです。</p>
産業財産権出願・導入費	<p>1 開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費 2 特許・実用新案等(出願、登録、公告され存続しているもの)を他の事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス料を含む)を受けた場合の経費</p>

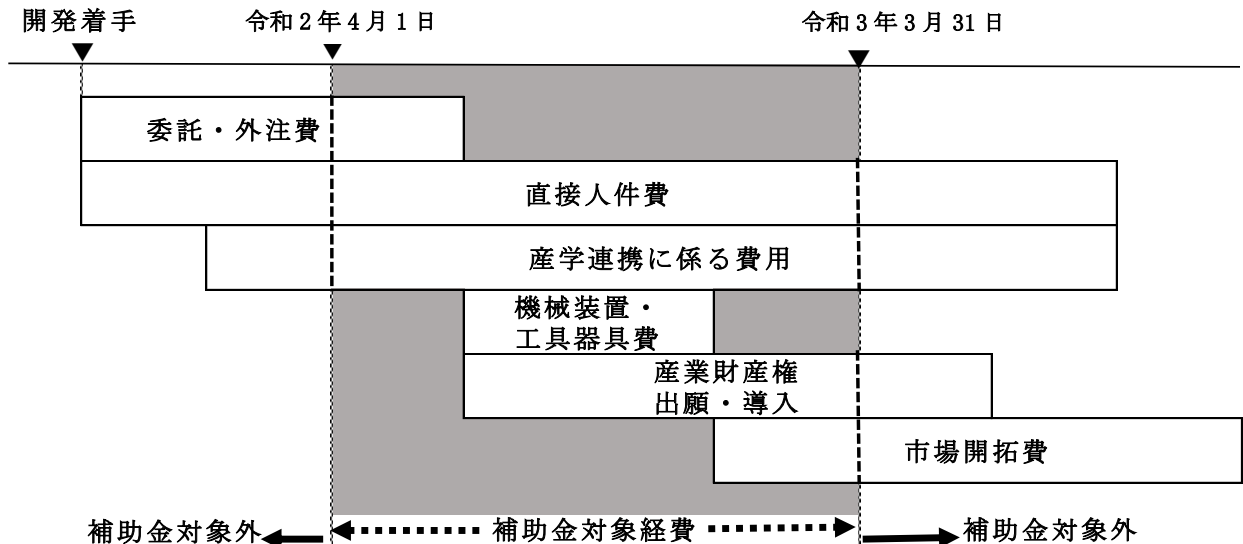
経費区分	内 容
委託・外注費	<p>1 委託 自社内で直接実施することができない当該研究開発の一部を外部の事業者等に依頼する経費で、実施するものにおいて創意工夫、検討が必要なもの 〔例：開発、試験等〕</p> <p>2 外注 自社内で直接実施することができない当該研究開発の一部を外部の事業者等に依頼する経費で、仕様書等において実施内容を具体的に指示できるもの 〔例：製造・改造・加工、試料の製造・分析鑑定、マーケティング・モニター等調査費、デザイン、翻訳等〕</p> <p>3 事業共同組合等が行う研究開発等で、その構成員である中小企業に研究開発を委託する経費</p> <p><注意事項> ア 第三者へ再委託された経費は助成対象となりません。 イ 企画・認証取得に要する経費は助成対象となりません。 ウ 委託・外注費については、助成対象経費の2分の1未満とします。</p>
市場開拓費 (実用製品化・新事業提案コースのみ対象)	<p>市場調査（サンプル配布等）、販路拡大（見本市出展等）、販売促進（ホームページ、チラシ作成等）のために要する費用</p> <p><注意事項> ア 原則、交通費、宿泊代は助成対象となりません。（但し、海外見本市出展の場合、1名分の航空運賃および搬出入前後含む会期の現地宿泊費は対象とする。） イ 市場開拓費については、助成対象経費の2分の1未満とします。 ウ 試作品開発コースは、助成対象となりません。</p>
専門家指導費	<p>外部（専門家）から技術指導を受ける場合に要する経費 〔例：謝礼金等〕</p> <p><注意事項> ア 技術指導の受け入れの状況が分かる日報等（任意様式）を作成してください。 イ 技術開発要素を伴わない指導は助成対象となりません。</p>
直接人件費	<p>製品・技術・サービス開発の研究や試験に要する人件費（外注・委託に要する費用は除く） 一時間あたり2,300円、一日あたり8時間を限度とします。（本人・家族の分を除く）</p> <p><注意事項> ア 直接人件費は、助成対象経費の2分の1未満とします。 イ 助成対象者は、雇用保険被保険証など申請者との関係を証明する書類が必要となります。 ウ 申請時の添付書類として申請事業の研究開発に関する人件計画書が必要です。（任意様式）</p>
産学連携に係る費用	<p>大学等研究機関との共同研究、委託研究、技術移転等に係る経費</p> <p><注意事項> 申請時の添付書類として大学等研究機関との契約書等の写しが必要です。</p>
その他費用	<p>上記に掲げる経費以外で、事業化のため補助の対象とすることが適当と認められる費用</p>

<対象外経費の例> 経営コンサル費、文房具等事務用品などの汎用品・消耗品費、パソコン、車、バイク

7 対象期間

令和2年度新製品・新事業開発補助金は、令和2年4月1日～令和3年3月31日までに発生した経費のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに契約、取得（納品）、実行、支払いが完了したものが対象（展示会出展に関しては、出展・支払いまでが完了したものが対象）になります。

【対象期間のイメージ】ここで示してあるのは一例です



8 申請制限

申込者が申請できるのは一つの事業とします。

9 申し込みにおける留意点

- (1) 提出された書類に不備または記入もれ等がないように記入してください。
- (2) 提出する書類の作成については、区の中小企業相談員が相談に応じます。提出前に1度は相談を受けていただくことをお勧めします。相談は予約制になっていますので、足立区産業経済部企業経営支援課（電話 3880-5496）までご連絡ください。
- (3) 経費の見込額は、見積書等でその内訳を明確に示すことができる適正な金額を記入してください。
海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際（見積りの際は見積書に記された日付）の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。また、海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。
- (4) 必要に応じて、事業内容の補足説明となる資料を添付してください。
- (5) 原則として、提出した書類・資料等はお返しいたしません。また、一度提出した書類を訂正することや、差し替えることはできません。
- (6) 必要に応じて、事業内容について調査を行います。
- (7) 申請書提出時および面接審査には、原則として代表者本人がお越しください。
- (8) 応募内容の詳細は非公開としますが、一部、概略を広報などに掲載する場合があります。応募内容に関する秘密事項については、応募者自身であらかじめ、法的保護を行なうなどの対応をお願いします。

1 0 提出先および申請期間

(1) 提出先窓口

足立区産業経済部企業経営支援課イノベーション推進担当 電話 3880-5496
(足立区中央本町 1-17-1 足立区役所南館 4 階)

(2) 提出期間

令和 2 年 7 月 1 0 日 (金) ~ 8 月 3 1 日 (月) (土日祝日を除く、午前 9 時~午後 4 時)

申請書の提出は混雑緩和を図るため予約制で受付します。提出予定日の 1 週間前までに、希望の日時をご連絡ください。ただし、連絡の早い方から順に予約を受けますので、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。企業経営支援課 (電話 3 8 8 0 - 5 4 9 6)

(3) 注意点

提出は上記の提出先窓口で受け付けします。郵送など窓口以外では受け付けしません。
また、提出期間外は一切受け付けできません。

1 1 選考・審査

事業内容の選考は、第一次審査(書類選考)を行い、第一次審査を通過した方について、第二次審査(面接選考)を実施します。

選考審査のポイント

- ◇ 製品、技術、サービス等に新規性や成長性があり、市場性がある事業か。
 - ◇ 事業計画(内容・時期)が明確であるか。
 - ◇ 資金計画に現実性があるか。
 - ◇ 課題克服と事業化の達成見通しが妥当であるか。
 - ◇ 継続的・持続的に足立区内で展開する事業として適当であるか。
 - ◇ 雇用増加や社会貢献度が高い事業であるか。
 - ◇ 足立区の地域課題(治安・学力・健康・貧困の連鎖)解決に寄与できる事業か。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策に資する開発を行う場合は加点あり。

1 2 選考結果の通知

事業内容の審査・選考の結果は、区から申込者あてに「採択通知書」または「不採択通知書」により通知します。選考・審査の経過や不採択の理由等に関する問い合わせには、一切応じません。

補助金対象に採択された事業については、「採択通知書」によって、今年度に補助金の対象となる経費(補助対象経費)とその交付額(補助金交付限度額)を通知します。

なお、採択された事業であっても、資金計画または事業計画等の内容について、経費見込額の内訳や根拠の詳細な説明を求める場合があります。また、資金計画等を審査した結果、補助金交付限度額が申請時の希望額に満たないことがあります。もし、採択された内容に同意できない場合は、申請の取り下げをすることになります。取り下げ方法は区の担当課へお問い合わせください。

1 3 取引先への支払い

採択された事業については、補助金の対象として認められた経費の支払い(取引先への支払い等)は、金融機関または郵便局からの振込払いを原則とします。また、振込払いを行った場合でも、支払先(取引先など)から必ず領収書及び納品書の発行を受けてください。(区へ補助金を請求する際に、通帳、領収書、納品書の 3 点は支払いを証明する書類として必要になります。)

1.4 支払報告書兼補助金交付申請書の提出

申込者は、「支払報告書兼補助金交付申請書」を区に提出することによって対象経費の支払いが完了したことを報告し、その経費について補助金を申請することになります。

原則として「支払報告書兼補助金交付申請書」は、複数回に分けて提出や年度途中で申請することはできません。（事業の1年間の実績状況を確認することが条件となっている為）

(1) 提出内容

申込者は、支払いが完了した補助金対象経費について「支払報告書兼補助金交付申請書」を作成し、支払金額およびその内訳を区へ報告してください。

(2) 添付書類

支払報告書兼補助金交付申請書（1部）に支払証明書類（見積書、契約書、請書、納品書、請求書、領収書、振込明細、通帳、出納帳等）の原本および写し各1部及び納品書（または作業の報告書）を添付して窓口まで直接持参して提出してください。

試作品開発コースの場合は、開発証明書類（仕様書、試験報告書、図面、写真、設計書等）の原本および写し各1部、または実用製品化・新事業提案コースは事業化されたことが証明できる書類（売上票、納品書等）が必要になります。

人件費については、所定の勤務実績表及び対象者に支払ったことが確認できるもの（領収書、給与明細、振込明細等）、雇用保険資格取得等確認通知書の提出が必要です。証明書類の原本は、写しと内容が一致していることを確認した後、その場でお返しします。なお、証明書類の添付がない場合や、支払行為の内容・時期が確認できない場合は、補助金の対象とならないことがあります。

(3) 提出時期

「支払報告書兼補助金交付申請書」は、補助金の対象経費の支払完了後、すぐに提出してください。

なお、今年度中に補助金の対象経費の支払いが全て完了しない場合は、今年度中に支払いが完了（見込みも含む）している分までを「支払報告書兼補助金交付申請書」により、区が指定した期日までに区へ報告してください。

期日までに「支払報告書兼補助金交付申請書」および添付書類の提出がない場合は、補助金の交付が受けられなくなります。（※3月中旬から下旬にかけて対象経費の支出がある場合には、事前に区担当課までご連絡いただければ個別対応いたします。）

1.5 補助金額の決定

補助金額の決定については、交付決定を受けた事業の目標が達成されていることが条件になります。また、金額は、実績報告書等の内容を確認した後に決定し、申込者に「補助金額決定通知書」によって通知します。ただし、「採択通知書」に記された交付限度額を超えることはありません。（※補助金の決定は、審査を通過した場合に限ります。）

1.6 補助金の請求

「補助金額決定通知書」を受けた申込者は、同封されている「補助金交付請求書兼口座振替依頼書」によって、区の指定した期日までに補助金の交付請求を行ってください。

1.7 補助金の受け取り

補助金は、原則として指定された金融機関口座への振り込みによる一括払いで区から交付されます。振り込み先の口座は、「補助金交付請求書兼口座振替依頼書」によって、申込者名義（個人の場合は本人名義、法人の場合は会社名義）の口座を指定することになります。他者の口座を指定することはできません。個人が法人名義の口座を指定することや、法人が個人名義となっている口座を指定することもできません。

18 留意事項

- (1) 採択された事業は、採択後から補助金交付までの期間中、事業展開の状況等について、区からの調査を受けることになります。
- (2) 補助金の交付を受けた事業は、区から報告を求められた場合に、区の指定した方法により事業活動の内容を報告することになります。
- (3) 次に該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことになります。また、すでに交付された補助金がある場合は、足立区補助金等交付事務規則に基づき、補助金額の全額または一部を返還していただくことがあります。
- ア この要項で定める支給要件を欠いたとき
 - イ 補助対象事業を中止または変更したとき
 - ウ 補助対象となった経費以外の用途に使用したとき
 - エ この要項または区が求めた書類、証明書等の提出がなされなかったとき
 - オ 区に提出した申請書、事業計画書、その他添付資料等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - カ 区への定期的な報告を行わなかったとき
 - キ 事実と反して交付申請の取り下げ、事業内容の変更、事業活動の中止又は廃止等について、区への届出を行わなかったとき
 - ク この要項で記載された事項に違反したと認められるとき
- (4) 補助金の決定を受けた事業を中止または変更する場合は、事前に届出を行い、その承認を得ることが必要です。(※原則正当な理由がない限り、変更は認められません。)
- (5) 補助金の交付を受けた事業にかかる経理について、帳簿や支出根拠となる証拠書類については、事業完了後5年間は、管理・保管する義務を負っていただきます。また、事業の実施結果について報告書を提出していただきます。
- (6) 採択された事業名、事業概要、事業者名は、区の広報やホームページに掲載します。応募内容に関する秘密事項などについては、応募者自身で、あらかじめ、法的保護を行なうなどの対応をお願いします

(別表) 補助対象となる法人の範囲

補助対象者の要件で掲げる「法人」とは、以下の「出資者・役員基準」に合致し、かつ、業種ごとに「資本金基準」または「従業員基準」のどちらか一方を満たした中小企業者とします。

ただし、NPO法人、一般社団法人は補助対象となりません。

業 種	資本金基準	従業員基準	出資者・役員基準
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他(以下を除く)	3億円以下	300人以下	株式総数または出資総額の1/2以上を、大企業が所有していないこと。 役員総数の1/2以上の者が大企業の役員や職員等を兼ねていないこと。
卸売業	1億円以下	100人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	

※ 「大企業」とは、中小企業基本法に定める中小企業者以外の法人

【提出先およびお問い合わせ先】

足立区産業経済部企業経営支援課イノベーション推進担当

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階 電話 03-3880-5496 FAX 03-3880-5605

◇◇ よくある質問Q&A ◇◇

Q1 申請様式をもらいたいのですが、郵送してもらえますか？

A1. 申請様式は郵送しません。企業経営支援課の窓口で配布するほか、足立区ホームページ (<https://www.city.adachi.tokyo.jp/>) のトップページ 「仕事・産業」→「中小企業支援」→「助成金・補助金」→「新製品・新事業開発補助金のご案内」からダウンロードできます。

Q2 申請内容が「補助金対象事業」に該当するか、分かりづらいのですがどうしたらいいですか？

A2. 担当課までご連絡ください。また、より実現性の高い提案とするため、区の中小企業相談員に相談を受けていただくことをお勧めします。

Q3 経費総額見込額が400万円の事業を実用製品化・新事業提案コースで申請しようと思いますが、この事業が採択された場合、補助金がいくら交付されますか？

A3. 経費総額見込額が全て認定された場合、補助金交付限度額は経費の1/2ですので、上限200万円になります。実際は、経費区分ごとに算定しますので、経費区分ごとの内訳によって多少異なります。

Q4 令和3年3月31日までの間に試作品の作成から実用化にむけて改良、試験評価まで一貫して行う予定の場合、「試作品開発コース」と「実用製品化・新事業提案コース」両方のコースに申請することができますか？

A4. 申込者が申請できるのは1コースに限ります。実用化に向けて取り組む場合は、補助金額の高い「実用製品化・新事業提案コース」を選択してください。

Q5 試作品の製作のために製作を委託する場合、経費の計算についてどのようにしたらいいですか？

A5. 製作を外部に委託する場合は、その経費は「委託・外注費」に計上してください。

Q6 試作品の製作に必要な機械装置やソフトウェアの購入費は、助成の対象になりますか？

A6. パソコンやソフトウェアの購入費については助成の対象としていません。ただし、新事業を提案するために自社でソフトウェアの開発にかかる経費やパソコン、ソフトウェアのリースについては対象となります。

Q7 NPO法人、一般社団法人がこの補助金を申請することはできますか？

A7. NPO法人、一般社団法人は、この補助金の対象外のため申請することはできません。

Q8 本社は足立区外ですが、申請する事業については主に足立区内の事業所で活動します。このような場合でも足立区内に本社がないと申請できませんか？

A8. 3月末日までに本社を足立区内に移転した場合、申請可能です。ただし、主たる事業所も足立区内に移転しないと申請できません。

Q9 現在、自社で販売している製品についても、経費に対して補助金の交付を受けることができますか？

A9. 自社で販売している製品を高性能化のための改良については実用製品化・新事業提案コースで、対象になります。

Q10 申請した事業が採択された場合、いつまでに支払った経費が補助金の対象になりますか？

A10. 今年度の補助金対象期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日までに支払った経費が補助金の対象となります。なお、支払いだけでなく、契約、取得（納品）、実行すべてが上記期間の中で行われているもののみが対象となります。（展示会出展についても同様。）

Q11 申請のために行なった調査費用や資料の印刷費用等は補助金の対象になりますか？

A11. 補助金の対象外です。補助金の対象となるのは、事業を行うための経費のみです。

Q12 応募様式の書き方や何を添付したら良いのか分からないことがあるのですが？

A12. 提出書類の作成については、区の中小企業相談員が相談に応じます。1度は相談を受けていただくことをお勧めします。相談は予約制ですので、企業経営支援課（03-3880-5496）までご連絡ください。

Q13 申請書を提出したいのですが、都合が悪く持参することができません。郵送もしくは代理人が持参してもいいですか？

A13. 郵送では受け付けしません。また、申請書は本人が持参してください。

Q14 選考審査で第一次審査を通過した場合、第二次審査ではどのようなことを行うのですか？

A14. 第二次審査では面接を行います。事業の特徴や市場性、開発するものの革新性などを説明していただきます。また、事業計画や資金計画などについて審査委員からの質問に答えていただきます。

Q15 申請した事業が採択されましたが、事業展開するための資金が不足してしまいました。経費の支払いに補助金を充てたいので、経費を払う前に補助金を交付してもらえますか？

A15. 補助金は事後払いです。事前払いは一切行いません。したがって、補助金が交付されるまでは申込者が経費を全額負担します。資金計画も重要な選考項目です。

Q16 申請した事業が完了しないと助成金は交付されませんか？

A16. 本補助金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内(令和3年3月31日まで)に完了し、同期間内に実績報告書等をご提出いただくことが必要です。

Q17 補助金の対象となった経費を取引先に支払うことになったのですが、現金で支払っても領収書をもらえばいいですか？支払方法は決まっていますか？

A17. 現金払いは行わず、金融機関からの振込払いで支払いを行ってください。また、振込による支払いを行った後で取引先から必ず領収書を受け取ってください。どうしても振込払いができない場合は、必ず事前に担当課にご相談ください。インターネット決裁の場合は、請求書と該当する通帳の確認が必要になります。

Q18 当初、申請した事業の経費は500万円で採択されました。しかし、実際に要した経費は見込みを上回ってしまい、600万円になってしまいました。補助金交付限度額は250万円として採択されましたが、実際に要した経費の1/2の300万円が補助金として交付されるのでしょうか？

A18. 採択された時の補助金交付限度額が上限額ですので、実際の経費が見込額を上回ったとしても、その額を超えることはできません。(この場合では、補助金は250万円までとなります。)

なお、実際に要した経費が見込額を下回った場合はその1/2となり、実際の補助金額は採択された時の補助金交付限度額を下回ります。

Q19 補助金を申請した後で法人登記を行いました。申請した事業が採択され、補助金の交付を受けることになりましたが、個人名義の口座を受取口座として指定することはできますか？

A19. 補助金の交付請求を行う時点で法人となっている場合は、個人名義の口座を受取先に指定することはできません。また、個人事業者が法人名義の口座を指定することもできません。個人が法人化するなど申請時から事業形態に変更が生じた場合は、必ず担当課へ連絡し変更申請をしてください。

Q20 個人事業として開業し、途中で法人化しました。法人化してからは3年を経過していませんが、個人事業から起算すると創業3年以上になります。申請することはできますか？

A20. 個人事業の時と法人化した後の事業が同じものであれば申請ができます。事業については、確定申告書の職業欄及び登記簿謄本の目的欄から確認させていただきます。なお、法人から個人事業者になった場合も同様です。

例) 平成28年5月1日に個人事業として開業、平成31年2月1日に法人化した場合

平成28年、平成29年、平成30年の確定申告書と法人の登記簿謄本を添付して提出してください。

ご不明な方は事務局担当にお問合せください。

Q21 以前にビジネスチャレンジコースに採択され、補助金の交付を受けたことがあります。別のプランを考えていますが、申請することはできますか？

A21. 別のプランなら、申請できます。

Q22 新たな事業プランを考えています。スタートするための人件費や店舗を借りる経費は対象となりますか？

A22. 令和2年4月1日から事業が完了までの人件費は対象となりますが、店舗の貸借や購入は対象外となります。

Q23 採択された場合のメリットについて教えてください。

A23. (1) 補助金が支給されます。

(2) 担当の中小企業診断士がマンツーマンで支援し、事業成功のお手伝いをします。

(3) あだち広報や区のホームページ等において、採択事業をPRします。

(4) 足立区の新製品・新事業開発補助金に採択されたことを自社のホームページ等でPRでき、信用力が高まります。